

介護保険施設・介護サービス事業所
高齢者入所施設等 御中
(松江市に所在するものを含む)

島根県健康福祉部高齢者福祉課
(新型コロナウイルス感染症業務継続支援コアチーム)

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金の所要額見込みについて（照会）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の補助金について、県における予算管理を適切に行うことを目的とし、これまでに2回の調査を実施したところですが、改めて現時点での所要額見込みを把握したいと考えております。

ついては、下記により各事業者における所要額見込みについてご報告いただきますようお願いいたします（該当がなければ報告は不要です）。

記

1 報告対象経費

標記の補助金の対象となる経費のうち、令和6年1月～3月の間に発生した経費に係るものであって、現時点で県へ申請書を提出していないもの

2 報告方法

しまね電子申請サービスにより報告

※以下により県ホームページからアクセスしてください（QRコードからもアクセスできます）

【ホームページの掲載先】

県高齢者福祉課のトップページ

>介護保険（事業者向け）

>目次の13「助成制度」

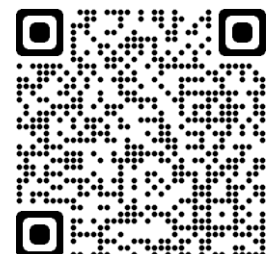
>介護サービス提供体制確保事業（新型コロナウイルス感染症対策）

>所要額見込み調査

3 報告期限

令和6年4月10日（水）

報告様式QRコード



4 その他

- 県において予算管理を適切に行うにあたり、各事業者における所要額を把握するために行うものですので、今後申請を予定される事業者におかれては、確実にご報告いただきますようお願いいたします（既に申請書を提出されている場合は県で把握ができていますが、申請書の提出がないものについては把握ができないことから、あらかじめ調査により把握するものです）。
- そのため、報告いただく金額についてはできる限り精査のうえ、実際に申請する予定額を報告いただきたいと考えていますが、報告期限までに精査が困難な場合は概算額でもけっこうです。
- 申請書については、現在受付を一時停止していますが、5月中旬に受付を再開し、6月末を提出期限とする予定ですので、あらかじめご準備をよろしくお願ひします（詳細は4月以降に改めてお知らせします）。
- 令和5年12月以前に発生した経費については、既に申請を締め切っていますので念のため申し添えます。

【問い合わせ】

島根県健康福祉部高齢者福祉課

介護サービス提供体制確保事業担当

TEL 0852-22-5301, 6337 FAX 0852-22-5238

E-Mail kaigo-keizoku@pref.shimane.lg.jp